

# 令和 7 年度 第9回 世田谷区長定例記者会見

令和 8 年 1 月 9 日  
世田谷区

2026年を表す漢字

繋  
つなぐ

# 能登半島地震災害支援金

<これまでの寄贈状況>

寄贈先	珠洲市	輪島市
第1次寄贈（令和6年 4月26日）	500万円	500万円
第2次寄贈（令和6年10月 3日）	500万円	500万円
第3次寄贈（令和6年12月25日）	1, 000万円	-
第4次寄贈（令和7年 6月26日）	500万円	500万円
総計（4, 000万円）	2, 500万円	1, 500万円

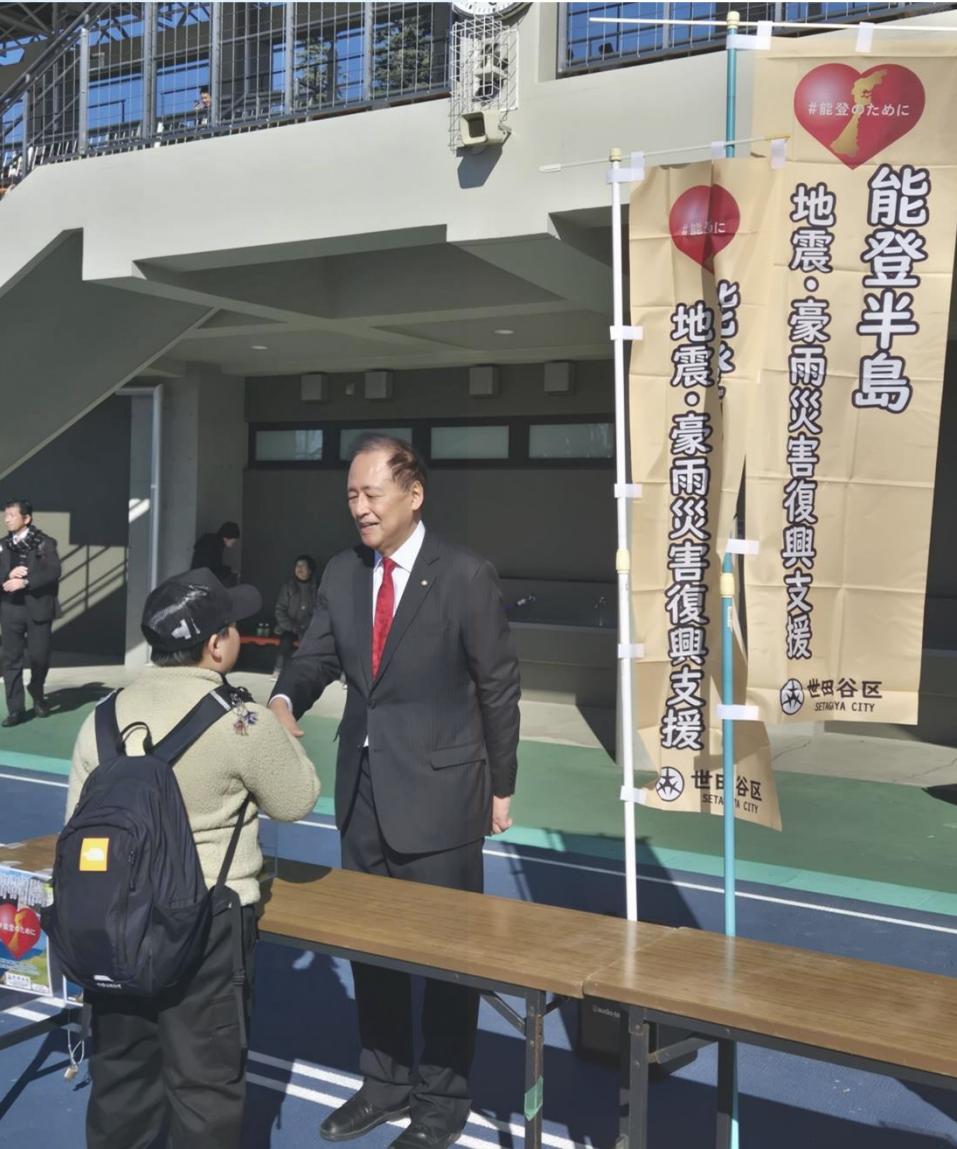


泉谷珠洲市長への寄贈の様子（第1次寄贈）

## 能登半島地震災害支援金

- 受付期間 令和9年3月31日（水）まで
- 募集総額 4, 230万5, 253円  
(令和8年1月7日現在)





# イベントでも 災害支援金を 受けけ！

1月1日、元旦あるこう会において  
能登半島地震・豪雨災害復興支援の  
災害支援金への募金活動を行いました。

当日の募集総額： 52, 437円

ご支援いただいた皆さん、  
ありがとうございました！

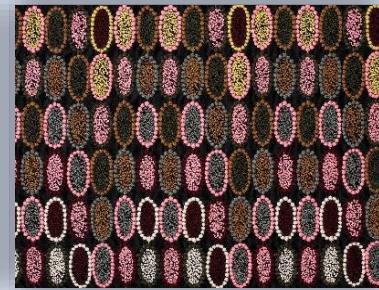
# 「つぐ minä perhonen」



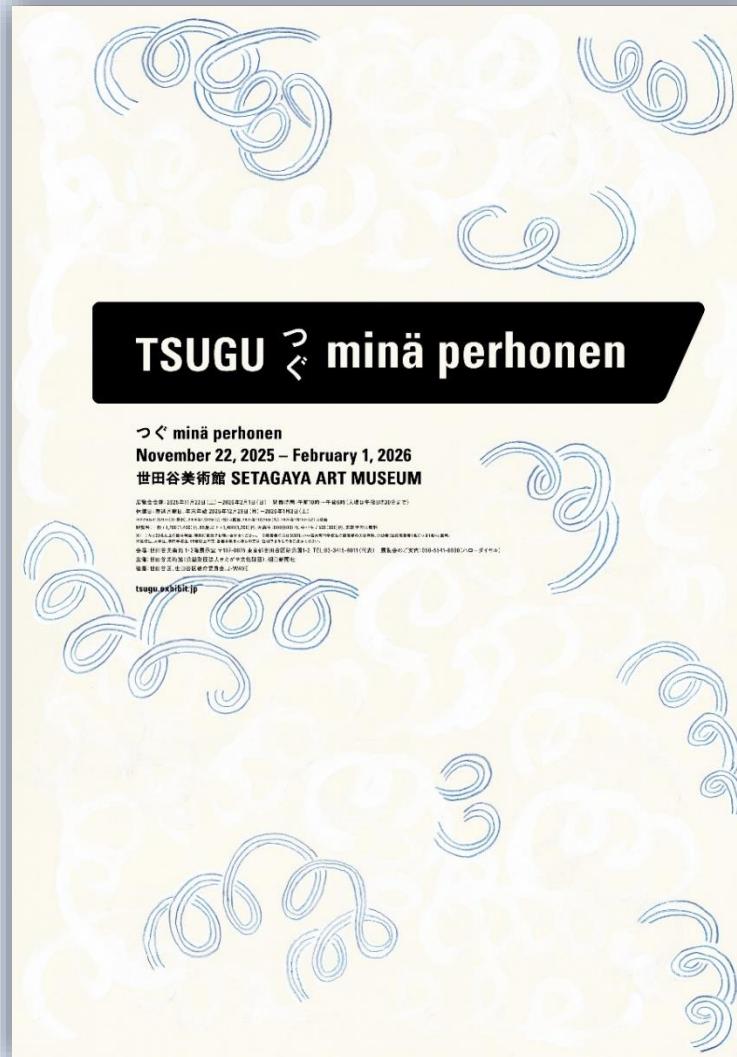
“surplus” 2003-04→a/w



“pot-au-feu” 2015-16 a/w



“tarte” 2007-08 a/w



展覧会告知ポスター（アートワーク：皆川 明 《クルクル うねうね》）



“sea sky” 2025-26-a/w Photo: Keita Goto(W)



刺繍工場での補修作業 手元風景 Photo: Yayoi Arimoto

会期:令和7年11月22日(土)～令和8年2月1日(日) 会場:世田谷美術館

# 国の総合経済対策 世田谷区の取り組み

1

デジタル地域通貨  
「せたがやPay」による物価高騰対策

3

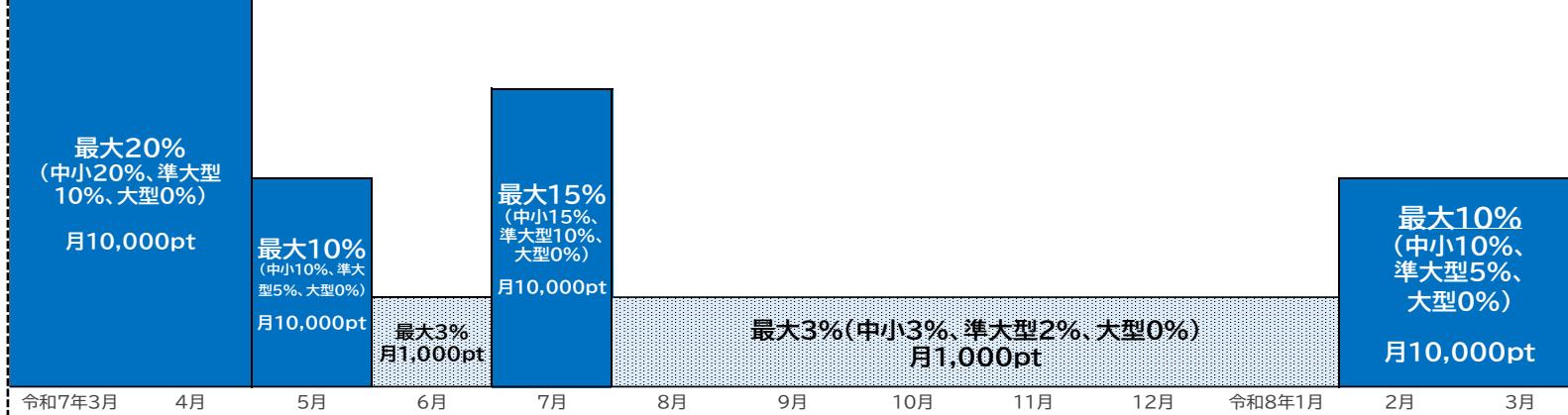
物価高騰対応  
子育て応援支援

2

住民税非課税世帯に対する価格高騰  
重点支援給付金

# デジタル地域通貨「せたがやPay」による物価高騰対策

物価高騰対策を拡充(4次補正予算措置時点)



国の重点支援地方交付金の充当を踏まえ、5次補正予算を措置。  
せたがやPayによる物価高騰対策の規模を更に拡充。



物価高騰対策を更に追加・拡充(5次補正予算を措置)

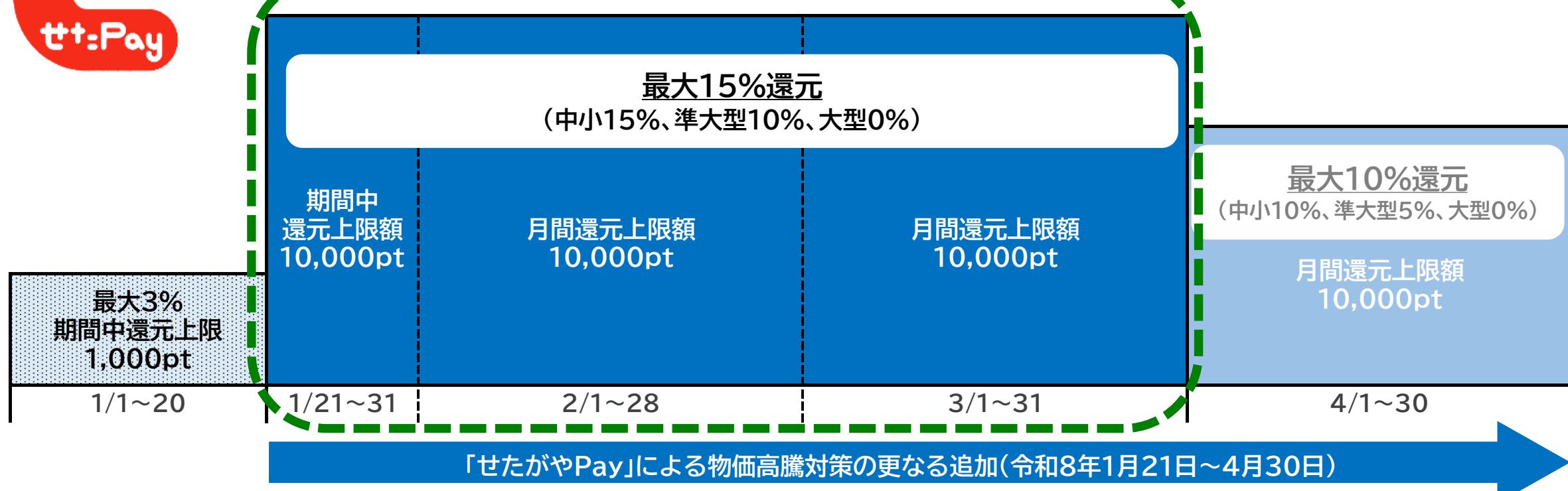


# デジタル地域通貨「せたがやPay」による物価高騰対策

## 物価高に負けるな！せたがやくらし応援キャンペーン (最大15%還元)

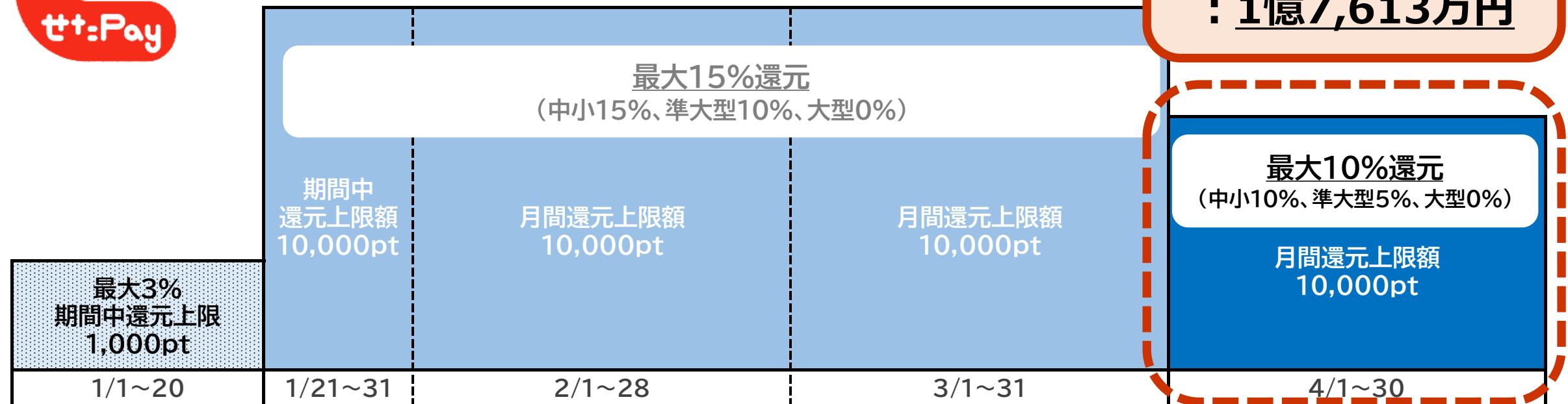


ポイント原資（1月～3月分）：7億5,959万円



# デジタル地域通貨「せたがやPay」による物価高騰対策

物価高に負けるな！せたがやくらし応援キャンペーン (最大10%還元)



「せたがやPay」による物価高騰対策の更なる追加(令和8年1月21日～4月30日)

# デジタル地域通貨「せたがやPay」による物価高騰対策

## せたがやPayの現状（令和7年11月末時点）

- 加盟店舗数：約6,200店
- 決済総額（累計）：約470億円
- アプリダウンロード数（累計）：約53万件
- 月間アクティブユーザー（令和7年度平均）：約93,000人

せたPayは  
2月20日で  
5周年！



## 期待される効果（令和7年実施キャンペーンの効果測定結果より推計）

### □ 経済波及効果額：約38億円～約46億円※

※事業費予算（約9.3億円）の全てが費消された場合を想定。

※過去の効果測定結果より、経済波及効果額は事業費予算の4.14倍～4.94倍を見込む。

### □ 事業利用者数：月平均11万人程度※

※令和7年3月～5月キャンペーン（3～4月：最大20%、5月：最大10%）：月平均10万5千人利用

※令和7年7月キャンペーン（最大15%）：平均10万6千人利用

### □ 事業効果額：一人当たり平均で約6,700円相当のポイントが還元

※令和7年5月平均ポイント／人：1,280pt／人 ※令和7年7月平均ポイント／人：2,340pt／人

令和7年度住民税非課税世帯 及び 均等割のみ課税世帯向け

# 物価高騰生活支援給付金を現金支給します!!

## 支給対象者

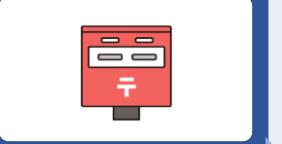
以下のすべての要件を満たす世帯の世帯主

- ✓ 令和7年12月22日に世田谷区に住民登録があること
- ✓ 世帯全員が令和7年度分住民税均等割非課税または均等割のみ課税となつた者のみで構成されていること

1世帯あたり **2万円** を現金支給

## 支給方法

※通知発送や支給の時期は現在の想定をもとに記載

	対象世帯	支給方法
A	<p>「令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金」を受給した世帯</p> <p>※令和7年1月1日以前から区内に住民登録のある世帯に限る</p>	 <p>支給のお知らせ が届きます (はがき)</p> <p>2月末頃</p>  <p>原則手続き不要 で給付</p> <p>3月末頃</p>
B	A以外の世帯	 <p>確認書兼申請書 が届きます (封書)</p> <p>4月上旬以降 順次</p>  <p>提出 ( 消印有効 )</p>  <p>審査</p>  <p>給付完了</p> <p>4月下旬以降 順次</p>

# 物価高対応子育て応援手当

対象児童1人につき**3万円**を支給します！

～国の2万円に、世田谷区から1万円上乗せ支給～

## 1 支給対象者

- 【A】令和7年9月分の児童手当の受給者
- 【B】勤務先から児童手当を受給している公務員
- 【C】令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等

## 2 支給金額

対象児童1人につき**3万円**(1回限り)を支給  
※国から2万円、世田谷区から1万円(国の  
「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付  
金」を活用)を支給。

## 3 申請及び支給方法

- (1) 【A】の支給対象者及び【C】のうち令和7年12月31日までの出生児の父母等で児童手当の受給者は、申請書の提出は必要なく、受給者の児童手当振込口座に振り込む。(プッシュ型支給)
- (2) 【B】の支給対象者及び【C】のうち令和8年1月1日以降の出生児の父母等は、申請書等の提出後指定された振込口座に振り込む。

## 4 今後のスケジュール

令和8年1月5日	【B】及び【C】の申請が必要な支給対象者の申請受付開始
1月下旬	【A】及び【C】のプッシュ型支給対象者へお知らせを送付
2月10日	【A】及び【C】のプッシュ型支給対象者へ支給開始
3月中旬	【B】及び【C】の申請が必要な支給対象者へ支給開始

# 公契約条例の目的

## 1 適正な労働条件の確保

- ・労働報酬下限額による適正な賃金の確保
- ・チェックシートによる労働条件の確認

## 2 適正な入札等の実施

- ・過度な低価格入札を抑止する制度の実施
- ・品質と価格のバランスのとれた契約

## 3 経営環境の改善

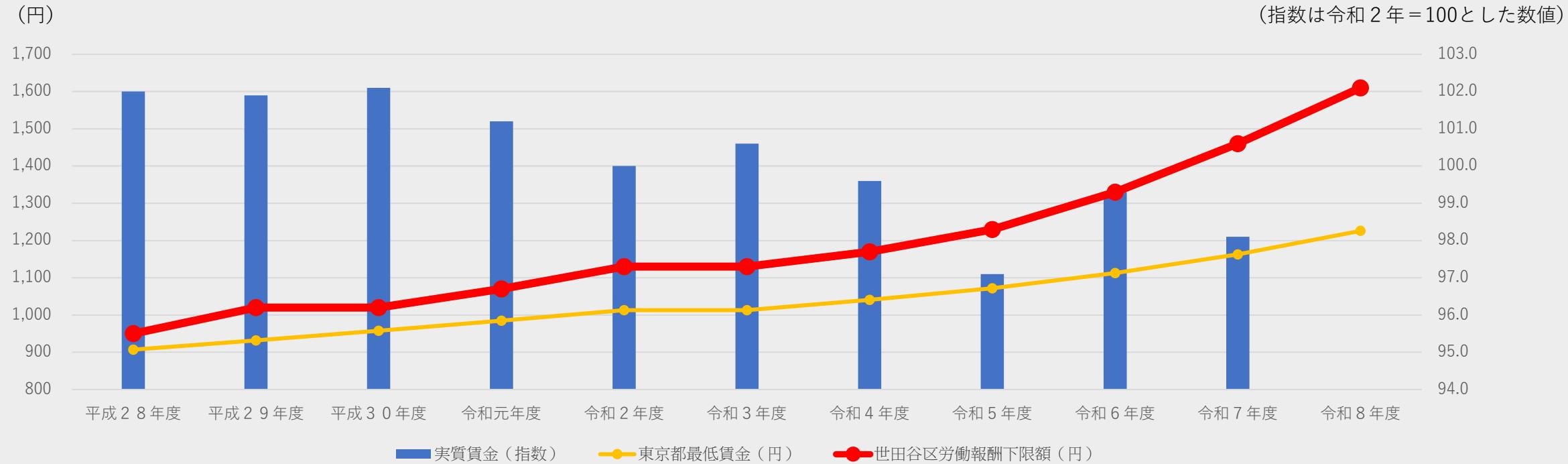
- ・ダンピング受注の排除による適正な利益の確保
- ・労働条件の適正化による労働者の確保

# 世田谷区の労働報酬下限額と最低賃金

	世田谷区の労働報酬下限額	地域別最低賃金（東京都）
時間単価	1, 610円（令和8年4月1日～）	1, 226円（令和7年10月3日～）
制度を管理する行政機関	世田谷区	国
根拠法等	世田谷区公契約条例	最低賃金法
対象労働者	世田谷区との一定額 <sup>(※)</sup> 以上の公契約の業務に従事する労働者	都内の事業場で働くすべての労働者
対象事業者	上記の労働者を使用する事業者	上記の労働者を使用する事業者

※ 工事請負契約：3,000万円以上 工事以外の契約：2,000円以上

# 労働報酬下限額と実質賃金、最低賃金の推移



※1 東京都最低賃金：前年10月から適用される金額

※2 実質賃金（毎月勤労統計調査）：暦年の数値。ただし令和7年度は1月から10月までの数値と令和6年11月から12月までの数値の平均の値

## 令和7年度労働報酬下限額（工事請負契約以外）

世田谷区	新宿区	北区	江戸川区	墨田区	(参考) 東京都最低賃金 (令和6年10月~)
1,460円	1,438円	1,368円	1,350円	1,349円	1,163円

# 労働報酬下限額の改定について

## 労働報酬下限額（1時間あたり）

令和7年度	1,460円
令和8年度	<u>1,610円</u>



150円の  
引上げ  
(10.3%UP)

※工事契約における公共工事設計労務単価の各職種は別途労働報酬下限額を設定



1ヵ月あたり26,400円の引上げ  
(1日8時間、月22日勤務の場合)

# 労働報酬下限額の改定等により期待される効果

労働報酬下限額の改定による  
公契約における従事者の最低賃金の引上げ

過度な価格競争を抑止する  
新たな入札制度の実施

適正な労働条件・労働環境の確保

区の公契約における人材の確保

近隣地域における人材確保のための賃金引上げ

賃金水準改善の全国への波及

# 世田谷区立梅丘図書館 リニューアルオープン！

令和8年2月8日（日）正午



1階

～賑わい・交流・創作のフロア～



飲食しながら読書ができる  
『カフェエリア』



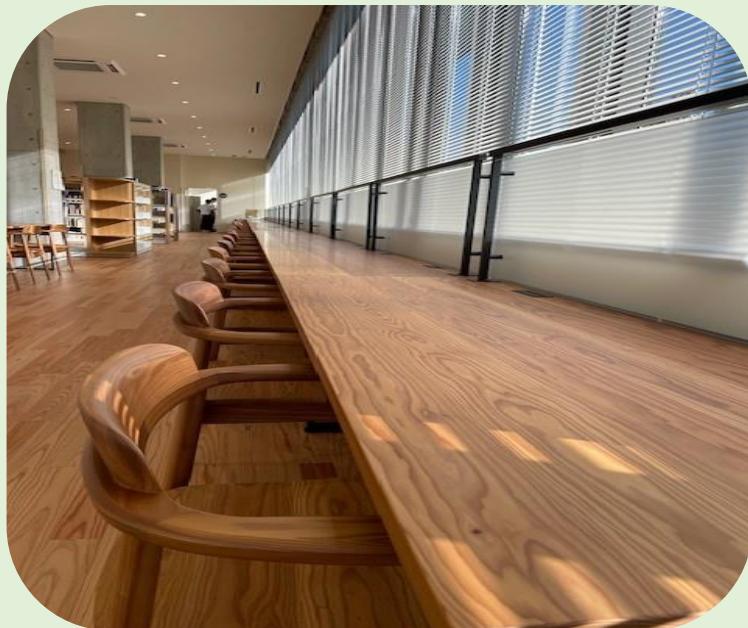
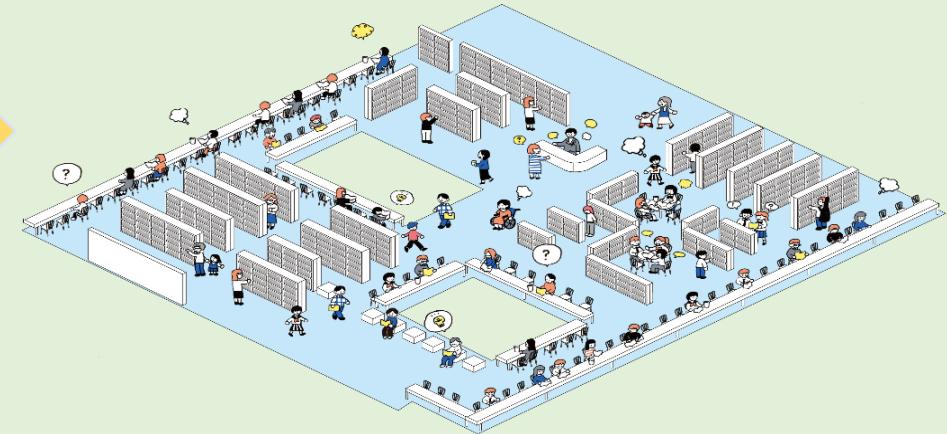
創作活動ができる  
『ワークショップルーム』



セルフで予約資料を受け取れる『予約図書コーナー』

2階

～新たな学びや自分に合った居場所に出会えるフロア～



インターネット予約が可能な『閲覧席』（約80席）

中高生世代が居場所として利用  
できる『ティーンズエリア』

3階

## ～自然を感じながら感性を育むフロア～

羽根木公園と直接つながる  
『ブリッジ』



※開館前の早朝からブリッジを通じて、エレベーターが利用可能



自然を感じながら親子で読書が  
楽しめる『おはなしのへや』



講座や学習室など様々な目的  
で使用可能な『多目的室』